

## 学位論文提出に係る公表論文に関する申合せ

制 定 平成23年11月10日 研究科委員会  
最新改正 令和 4年 9月 8日 研究科委員会

学位論文を提出する者は、東北大学大学院農学研究科課程博士審査内規第2条の規定による審査会の設置に先立ち、学術雑誌等に第一著者として査読を受けた公表論文(学位論文の内容に関連があるもの)が1報以上掲載(印刷中のものも含む)されていること。

### 付帯事項

1. 第一著者とは、第一著者相当であることが公表論文に明記されているものも含まれる。ただし、執筆に際しての貢献度が筆頭著者と同等(equal contribution)である旨の記載がある場合も公表論文として認める。なお、その場合は、論文提出者とは別の筆頭著者に、論文提出者が当該論文を学位論文(公表論文)として使用することに対する「承諾書」(所定様式)を作成してもらい、農学研究科に提出すること。
2. 公表論文は、自然科学系では原著論文(プロシーディング等は含めない)を指し、社会科学系では総説および著書を含むものとして、原則として英語で発表されたものとする。ただし、学問分野の特性を考慮し、大学院教務委員会の議を経て研究科委員会の承認により、英語以外の言語で発表されたものも認める。